

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第4条第1項第2号に掲げるさんご漁業について、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さんご網漁業 さんご潜水艇漁業	1	定めなし	日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とする。ただし、さんご網漁業については、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソの点を順次結んだ線と陸岸とに囲まれた区域を除く。 ア 日高郡印南町切目崎西端 イ 日高郡印南町切目崎西端から正南10,000mの点 ウ 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心から南西3,500mの点 エ 西牟婁郡すさみ町周参見港稲積島灯台中心から南西4,500mの点 オ 西牟婁郡すさみ町江須崎灯台中心から正南2,500mの点 カ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から南西3,000mの点 キ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から正南2,000mの点 ク 東牟婁郡串本町出雲崎突端から南東2,000mの点 ケ 東牟婁郡串本町檜野崎灯台中心から南東2,000mの点 コ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から南東2,500mの点 サ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から北東3,500mの点 シ 東牟婁郡那智勝浦町宇久井駒崎灯台中心から南東3,500mの点 ス 熊野川河口中央から南東5,000mの点 セ 熊野川河口中央 ソ 北緯33度43分24.2秒東経136度00分39.1秒の点（世界測地系）	9月1日から翌年1月31日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人

（操業区域の欄のアからセまでに掲げる地点については、世界測地系にて表したものを和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月30日から令和8年7月31日まで

なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月1日から令和9年1月31日までとする。

3 条件の付加

知事は、この告示に係る許可又は起業の認可をするに当たり、条件を付けるものとする。